

第4回 全員協議会会議録

1 日 時 令和5年2月27日(月) 本会議終了後(午前10時59分) 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 15名

議 長	佐藤 栄一	議 員	阿部 幸夫
議 員	宮崎 淳一	〃	岩崎 芳昭
〃	渡部 道宏	〃	横尾 祐子
〃	天野 京子	〃	関根 正明
〃	太田 紀己代	〃	高田 保則
〃	丸山 政男	〃	植木 茂
〃	村越 洋一	〃	霜鳥 榮之
〃	小嶋 正彰	〃	

4 欠席委員 0名

5 欠 員 3名

6 説明員 7名

市 長	城戸 陽二	財務課長	大野 敏宏
総務課長	吉越 哲也	市民税務課	丸山 豊
企画政策課長	葭原 利昌	健康保険課	田中 かおる

7 事務局員 3名

事務局長	阿部 光洋	主 査	道下 啓子
庶務係長	霜鳥 一貴		

8 件 名

- 1) 令和5年度税制改正に伴う市税条例の改正概要及び対応について
- 2) 令和5年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長(佐藤栄一) ただいまより全員協議会を開会します。

1) 令和5年度税制改正に伴う市税条例の改正概要及び対応について

○議長(佐藤栄一) ただいまより全員協議会を開会します。1) 令和5年度税制改正に伴う市税条例の改正概要及び対応について、報告願います。丸山市民税務課長。

○市民税務課長(丸山豊) 令和5年度税制改正に伴う、市税条例の改正概要と対応について、ご説明いたします。事前にお配りしました資料をご覧いただきたいと思います。令和5年度税制改正に伴い、軽自動車を取得したときに課税される、環境性能割の現行税率区分の適用期限を9カ月延長し、令和5年12月末までとするとともに、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げるものであります。今後の対応であります。地方税法等の一部を改正する法律は、現在国会で審議されており、3月末の公布、4月1日施行が見込まれております。新

年度課税に影響する市税条例の一部改正につきましては、法律の公布後、速やかに行う必要があることから、専決処分により対応したいものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（佐藤栄一） 無いようでしたら、このようにお願いいたします。

2) 令和5年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長（佐藤栄一） 次に2) 令和5年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について、報告願います。田中健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） 令和5年度税制改正に伴う、妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。今回の改正につきましては、2点ございます。まず1点目ですが、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもので、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を、現行の20万円から22万円に2万円引き上げるものであります。この賦課限度額の引き上げによりまして、既に賦課限度額を超えている方の国民健康保険税の負担は増えますが、主に中間所得者層に配慮した税率の設定が可能となるものです。2点目の軽減判定所得の拡充については、低所得者の国民健康保険税の7割、5割、2割軽減にかかる軽減判定所得の算出において、5割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の28万5千円から29万円に引き上げ、同じく2割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の52万円から53万5千円に引き上げるものです。この改正によりまして、概要図のとおり、これまで2割軽減の対象だった方の一部が5割軽減の対象になり、また、これまで国民健康保険税の軽減措置の対象外であった方の一部が新たに2割軽減の対象になるなど、軽減対象者が拡充されるものであります。今後の対応であります。令和5年度税制改正関連の地方税法改正は3月末の公布、4月1日からの施行が見込まれることから、本条例の一部改正について、公布後速やかに専決処分に対応したいものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（佐藤栄一） 無いようでしたら、このようにご承知おきください。以上で全員協議会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時03分

妙高市議会議長	
---------	--